

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年7月2日

【会社名】 すてきナイスグループ株式会社

【英訳名】 Nice Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 木 暮 博 雄

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号

【電話番号】 横浜(045)521-6111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 大 野 弘

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号

【電話番号】 横浜(045)521-6111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 大 野 弘

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成30年6月28日の当社第69回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 配当財産の種類

金銭

ロ 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金30円（配当総額281,358,780円）

ハ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

イ 今後の事業展開を勘案し、持株会社である当社の事業目的の一部追加を行うものである。

ロ 経営体制の一層の強化と充実を図るため、役付取締役が取締役副会長を追加するものである。

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役として、平田恒一郎、日暮清、木暮博雄、杉田理之、倉迫益造、大野弘、五十君康幸、川路泰三、高浜和彦、大平浩二、横田純典及び鈴木信哉を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、小林一を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果 (賛成の割合) (%) | |
|--------|------------|------------|------------|-------|-------------------------|-------|
| | | | | | 可決 | 賛成割合 |
| 第1号議案 | 77,642 | 156 | 0 | (注) 1 | 可決 | 99.80 |
| 第2号議案 | 77,667 | 131 | 0 | (注) 2 | 可決 | 99.83 |
| 第3号議案 | | | | (注) 3 | | |
| 平田 恒一郎 | 70,328 | 7,470 | 0 | | 可決 | 90.40 |
| 日暮 清 | 69,052 | 8,746 | 0 | | 可決 | 88.76 |
| 木暮 博雄 | 71,950 | 5,848 | 0 | | 可決 | 92.48 |
| 杉田 理之 | 72,086 | 5,712 | 0 | | 可決 | 92.66 |
| 倉迫 益造 | 72,076 | 5,722 | 0 | | 可決 | 92.65 |
| 大野 弘 | 72,086 | 5,712 | 0 | | 可決 | 92.66 |
| 五十君 康幸 | 76,581 | 1,217 | 0 | | 可決 | 98.44 |
| 川路 泰三 | 77,273 | 525 | 0 | | 可決 | 99.33 |
| 高浜 和彦 | 77,272 | 526 | 0 | | 可決 | 99.32 |
| 大平 浩二 | 72,794 | 5,004 | 0 | | 可決 | 93.57 |
| 横田 純典 | 72,770 | 5,028 | 0 | | 可決 | 93.54 |
| 鈴木 信哉 | 76,554 | 1,244 | 0 | | 可決 | 98.40 |
| 第4号議案 | | | | (注) 3 | | |
| 小林 一 | 77,579 | 219 | 0 | | 可決 | 99.72 |

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上